

いしかわ動物愛護センターホームページ作成及び運用保守業務仕様書

本仕様書は、石川県が「いしかわ動物愛護センターホームページ作成及び運用保守業務（以下「本業務」という。）」を受託者に委託するにあたり、業務の内容及び確認事項等を仕様として示すものである。

1 件名

いしかわ動物愛護センターホームページ作成及び運用保守業務

2 目的

本業務では、いしかわ動物愛護センター（以下「センター」という。）開所にあわせ、多くの人に、当該施設における動物譲渡事業や啓発イベント等について情報発信し、譲渡の推進や適正飼育の普及啓発を図るため、「魅力的で」「見やすく」「わかりやすい」ホームページを作成することを目的とする。

※いしかわ動物愛護センターの概要については、別添【参考資料（いしかわ動物愛護センターについて）】を参照のこと

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

ホームページの設計・制作、サーバーへのインストール、テスト等、ホームページによる情報発信に係る業務の一切を行うものとする（施設の写真撮影等も含む）。

(1) サイトの構築

サイトの構築にあたっては、他自治体事例を分析のうえ、石川県に最適なホームページを設計するとともに、必要なコンテンツや機能を立案すること。また、サイトの明確なコンセプト及びテーマを示すこと。

※他自治体の例：近年開所された他自治体動物愛護センター（神奈川県動物愛護センター、おおいた動物愛護センター、秋田県動物愛護センター、川崎市動物愛護センター等）

① サイトの構成要素について

下記のコンテンツを想定している。（今後、変更の可能性あり）。

ア トップページ

センターからのお知らせ、イベント情報、カレンダー（休館日、譲渡対応日、イベント日程等を掲載）、SNS、犬猫の譲渡情報、迷子の犬猫情報、施設写真、リンクバナー、サイト内検索

イ いしかわ動物愛護センターの紹介

施設内容、利用時間、業務内容、アクセスなど

ウ 犬猫の譲渡情報

譲渡対象動物情報、対象動物数、譲渡の流れ、譲渡面談申込フォーム、譲渡基準など

エ 迷子の犬猫情報

迷子動物情報、返還手続きなど

オ イベントの開催情報

これから実施するイベント情報、過去に実施したイベント情報など

カ センターからのお知らせ

展示時間やイベント時間の変更など

キ ペットを飼う前の方、飼っている方に対する啓発

適切な飼い方など

ク ドッグラン

ドッグラン紹介、利用の流れ、利用条件、登録申請フォームなど

ケ 動物由来感染症

各種動物由来感染症の紹介

コ センターで募集しているボランティア

各種ボランティアの紹介、募集など

- サ 相談窓口
業務内容と対応する保健福祉センターなど
- シ センターにおける活動紹介
センターで実施している取組の紹介など
- ス よくある質問

② サイト設計、デザイン、レイアウトについて

年齢や障害の有無にかかわらず、多くの利用者が目的の情報を容易に得ることができるよう工夫することとし、以下の事項を満たすものとする。

<サイト設計>

- ア ユーザーが使いやすく、目的のコンテンツに容易にたどり着けることを重視し、グローバルナビゲーションを設定すること。また、それらのテキストやリンク先を必要に応じて管理画面から職員が変更できるようにすること。
- イ レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。
- ウ ホームページから各種 SNS (YouTube、Facebook、Instagram 等) に誘導できる仕組みとすること。

<デザイン・レイアウト>

- ア イラストや写真を多用し、親しみやすく明るい印象を与えるデザインとすること。
- イ ホーム画面にカレンダーを表示し、休館日、譲渡対応日、イベント日程等を確認することができること。
- ウ レイアウト・アイコン等の配置・配色等の工夫により、掲載されている情報が一目で分かるデザインとすること。
- エ 緊急性、必要性が高い情報を目立つところに配置できるようにすること。
- オ 構築段階においてはトップページ、コンテンツページのデザイン案を 2 案以上提案すること。
- カ 印刷した場合に、文字が切れる等の不具合がないようにすること。

③ 閲覧環境について

以下の事項を満たした閲覧環境を設定すること。

- ア モバイルファーストを前提としたレスポンシブデザインとすること。
- イ Windows、MacOS、iPhone、Android、i-OS の最新バージョンで閲覧が可能であること。

④ 更新システム (CMS) の構築

- ア 更新システムを導入し、サイト内の全ページを職員が更新できるようにすること。ヘッダーやフッターなど更新できない範囲がある場合には構築前に担当者に伝えた上で更新マニュアルにも記載すること。
- イ ウェブツール等に対し相当の知識を有しない者でも、サイトの統一感や完成度を損なうことなく容易にページの作成、修正等の更新ができるシステムを構築すること。
- ウ ページ単位でパスワードをかけることができること。
- エ ユーザー権限を分けることができ、公開権限や更新範囲などを設定することができること。
※県職員の他、受託者によりホームページの更新も予定している。
- オ 目次ページについては下層ページが自動で表示されるようにすること。
- カ サブメニューを設置する場合にはページ階層によって自動で表示されるようにすること。
- キ パンくずリストを自動生成でき、ページタイトルを自動的に引用できること。
- ク 各ページにタイマー機能を備え、公開・非公開ができるようにすること。また、非公開中でもプレビュー機能などで確認できるようにすること。なお、タイマー機能については公開開始

日時及び終了日時まで設定できる仕様とする。

- ケ 不正ログインを防ぐための対策を行うこと。
- コ コンテンツの改ざんやデータの漏洩等のセキュリティリスクを未然に防ぐ対策を備える、安全で安定したサイトを構築すること。また、ホームページの常時SSL化証明とする。(リンク先を除く)
- サ 運用開始後のシステム保守管理(サーバーソフトウェアやプラグインのアップデート作業等)の負担が少ないシステムを構築すること。
- シ CMSの利用にあたって、各職員等のPC端末に特別なアプリケーションなどをインストールする必要がないようにすること。また、インターネット環境があれば、スマートフォンを含む各端末からでも情報を掲載、更新できるようにすること。
- ス CMSの運用開始後に機能向上やウェブサイトの構造変更等を柔軟に行えるとともに将来的なシステムの拡張性を考慮すること

(2) サイトの運用

- ア 職員が日々のアクセス情報を簡単に閲覧、分析できるよう、Googleアナリティクスで得られるアクセス情報を視覚的に分かりやすく加工したツールを設けること。なお、内容や費用については、提案の際に提示・明記すること。
- イ ページ作成や編集などのCMS操作を容易にするマニュアルを作成すること。
- ウ 職員への操作説明等のため、以下の研修会を開催すること。
 - ① サイトに係る操作説明会(令和5年度内に実施。オンライン開催も可能。)
 - ② 職員等の情報発信スキル向上研修会(令和6年度以降に実施することを想定して提案すること)
- エ 別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」及び別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を参考に、個人情報ははじめとするセキュリティ対策について、万全を期すこと。

(3) サーバーの調達とホームページ作成後の運用保守等

① サーバーの調達

以下の事項を網羅したものを調達すること。

- ・ サイト運営に必要なサーバー(容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする)を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- ・ サーバーを設置するデータセンターの所在は日本国内とすること。なお、サーバーの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバーの利用料は、委託業務の必要経費に含めるものとする。
- ・ サーバーについては、購入品・レンタル品を問わないが、高い安全性を示したデータセンターでの管理を前提とする。
- ・ SSLサーバー証明書を利用できること。なお、SSLサーバー証明書の費用は委託業務の必要経費に含めるものとする。
- ・ アーカイブが増えても快適なレスポンスを維持できる専用サーバーであること。
- ・ システムへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防し、コンピュータウィルス対策及び部外者からサイトを改ざんされないよう、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・ システム構築後もセキュリティパッチの適用やサーバー証明書の更新等に対応し、常に最新の状態を保つこと。
- ・ 突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないよう、停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。

② 運用開始後の保守対応

- ・ 令和6年度以降の運用保守業務も受託可能な体制とし、運用方針と費用を提案時に明記すること。
- ・ 以下の事項について対応すること。
 - ア 障害に関する受付窓口を設けること。

- イ システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日（閏年は366日）受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。
- ウ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから1時間以内に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- エ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は逐次速やかに県担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。
- オ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- カ システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等は無償で行い、関連するドキュメント類の修正も行うこと。
- キ バックアップは、サーバー毎に毎日（1日1回）自動的に実行することとし、3世代（3日分）以上を保存し、障害発生時には前日中のデータに速やかに復元できること。
- ク 定期的にセキュリティ対策をアップデートすること。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。

障害時の連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則以下のとおりとする。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	8:30~17:15 ※年末年始、土日、祝祭日を除く
電話	8:30~17:15 ※年末年始、土日、祝祭日を除く	

5 納入する成果物

以下の成果物を本県に納品すること。なお、提出期限は本県と協議のうえ決定する。

- ・ホームページ（データ及びシステム一式）：サーバーに格納
- ・CMS 操作マニュアル：電子データで提出
- ・打ち合わせ議事録：電子データで提出
- ・運用保守スケジュール：電子データで提出
- ・その他、本県が委託期間中に指示したもの

6 その他留意事項

(1) 業務の進め方

- ① 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール、体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承諾を得て業務を実施すること。
- ② 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- ③ 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。また、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は速やかに提出すること。
- ④ 受託者は、受託者が行う上で必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託できるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先の概算金額、その他再委託先に対する管理方法、必要事項を報告しなければならない。

(2) 著作権等の取扱い

① 著作権の帰属

- ・ 成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者に帰属する（ただし、制作途中に制作案などの用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く）。
- ・ 作成したデータはいしかわ動物愛護センターのPRのため二次利用できるものとする。また、

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

② 権利処理

- ・ 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
- ・ 関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ・ 納品後、本コンテンツの行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。
- ・ 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

(3) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

(4) 委託費用の支払い

原則、当該年度事業終了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じ、委託者と受託者の協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

(5) その他

- ・ 取材（写真撮影を含む）については、原則として受託者が行うものとする。ただし、内容上、受託者のみが取材することが望ましくない場合は、県が同席するものとする。
- ・ 本業務履行のため、県が所持している写真・資材等を必要に応じて提供するものとする。ただし、本業務以外の目的に使用又は、第三者に提供してはならない。
- ・ 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。なお、その決定事項ならびに変更事項については書面にて確認を行うものとする。